

第9回
一般社団法人日本助産学会
社員総会 要綱

2019年3月1日(金) 12時30分～13時30分

福岡国際会議場 4階 第4会場
(福岡市博多区石城町2-1)

一般社団法人 日本助産学会

一般社団法人日本助産学会 第9回 社員総会 プログラム

日 時 2019年3月1日(金) 12時30分～13時30分
会 場 福岡国際会議場 4階 第5会場

議 事 (議 長 : 高田昌代 理事長)

開会(定足数の確認)

議事録署名人の選出

<報告事項>

1. 理事会報告
2. 2018年度事業報告
3. 学会誌冊子体の廃止について
4. 第33回学術集会準備状況報告
5. 2018年度名誉会員推戴報告

<審議事項>

1. 2018年度決算報告(別添:当日配布)
2. 監査報告(別添:当日配布)
3. 会員規程の改定
4. 2019年度事業計画案
5. 2019年度収支予算案
6. 次々期第35回学術集会会長の承認

理事会報告

理事長 高田 昌代

第1回理事会 2018年6月22日（金）13：30～16：00 於：聖路加国際大学
出席者 12名（理事 11名、監事 1名）

<報告事項>

1. 会員動向：普通会員 2,373名、特別会員 203名、学生会員 46名、賛助会員 3団体、
継続購読 101機関
2. 各担当・委員会報告
3. 助産師団体連絡会
4. 第32回日本助産学会学術集会報告
5. 第33回日本助産学会学術集会準備状況
6. 若手研究者の「若手研究者サミット出席」について

<審議事項>

1. 入会申込書 必須項目について
2. 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会 担当者について
3. 各委員会委員の承認
4. 投稿規定の変更について
5. 研究助成募集要綱案について
6. 研究助成採択者の研究計画変更について
7. 第33回日本助産学会学術集会プレコングレス 企画変更について
8. 看保連の年会費の増額提案（2019年度から）について
9. 2020年度診療報酬改定に向けた意向調査について
10. 助産政策委員会のHPバナー設置について
11. オンデマンド研修のバナーについて
12. 抄録集作成に関して
13. 事務局所在地（ビル名）の変更について
14. ホームページリニューアル担当業者の選定
15. 入会審査：普通会員 54名、学生会員 40名の承認

第2回理事会 2018年7月21日（金）13：30～16：00 於：聖路加国際大学
出席者 12名（理事 11名、監事 1名）

<報告事項>

1. 会員動向：普通会員 2,400名、特別会員 203名、学生会員 63名、賛助会員 3団体、
継続購読 101機関
2. 各担当・委員会報告
3. 第32回日本助産学会学術集会報告
4. 第33回日本助産学会学術集会準備状況
5. 四団体連絡会報告

<審議事項>

1. 看護系学会協議会会費の改定について
2. 「軍事的安全保障研究に関する声明」について
3. 助産学会誌の冊子体の廃止について
4. JAMリーフレット英語版（案）について
5. 研究助成諸規定の改定について
6. 健やか親子課題グループの参加について
7. ウィメンズヘルスに関する薬害被害教育のありかたについて
8. 第4回理事会（2019年1月25日）日程について
9. 入会審査：普通会員 18名、特別会員 1名、学生会員 3名の承認

第3回理事会 2018年10月26日(金) 13:30~16:00 於: 聖路加国際大学
出席者10名 (理事8名、監事2名)

<報告事項>

1. 会員動向: 普通会員2,439名、特別会員200名、学生会員76名、賛助会員3団体、
継続購読102機関
2. 各担当・委員会報告
3. 第32回日本助産学会学術集会報告
4. 第33回日本助産学会学術集会準備状況
5. 日本看護系学会協議会
6. 四団体連絡会報告
7. 日本母体救命システム普及協議会 幹事会について
8. 「国際助産師の日」ポスター作成について
9. 「国際助産師連盟(ICM)発行文書」の翻訳について
10. 「いいお産の日」記念日登録について

<審議事項>

1. 看護系学会等社会保険連合会費の改定について
2. 名誉会員の推戴について
3. 次々回(第35回)の学術集会長について
4. 軍事的安全保障研究に関する日本助産学会の対応について
5. HPVワクチン薬害について、当学会の対応について
6. 日本助産師会との乳腺炎ケアガイド作成について
7. アドバンス助産師研修の協力について
8. 「学生会員」の対象拡大について
9. 社員総会要綱作成スケジュールについて
10. ホームページコンテンツについて
11. 国際助産師の日ポスター印刷のサイズについて
12. 新規編集委員の追加について
13. 投稿規程(英文)について
14. 学会賞受賞候補者について
15. ヘルシーソサエティ賞の推薦について
16. 日本母体救命システム普及協議会 J-CIMELS 委員会(旧幹事会)への委員推薦依頼について
17. 第5回理事会(2019年2月15日)日程について
18. 普通会員123名、特別会員23名、学生会員27名の承認

第4回理事会 2019年2月1日(金) 13:30~17:00 於: 聖路加国際大学
出席者10名 (理事9名、監事1名)

<報告事項>

1. 会員動向: 普通会員2,542名、特別会員264名、学生会員57名、賛助会員3団体、
継続購読102機関
2. 各担当・委員会報告
3. 第33回日本助産学会学術集会準備状況
4. 第34回日本助産学会学術集会準備状況
5. ヘルシーソサエティ賞の推薦結果について
6. J-CMELS 理事会報告

<審議事項>

1. 次年度計画について
2. 2019年度予算(案)について
3. 日本助産学会誌オンラインジャーナル化について
4. 論文種類の変更について
5. 表彰論文の選出方法について
6. 学会賞受賞者の表彰理由、賞状文言について
7. 2019年度研究助成の選考について
8. 2019年遠隔配信研修の企画について
9. 学会名称掲載許諾願について
10. 社員総会要綱について
11. 「乳幼児の望ましい授乳支援のあり方検討会」委員推薦依頼について
12. 2018年度__普通会員5名、特別会員2名、
2019年度__普通会員14名、学生会員15名の承認

第5回理事会 2019年3月1日(金) 11:00~12:00 於:福岡国際会議場

<議事>

1. 会員動向
2. 第4回理事会以降の事業・社員総会・学会準備報告
3. その他社員総会・総会提案事項
4. その他
5. 入会審査

書面理事会報告

理事長 高田 昌代

第1回 2018年4月25日(水)

- ・総務委員会、編集委員会、表彰関連委員会、学術振興委員会、助産政策委員会の委員の承認について

第2回 2018年5月2日(水)

- ・日本人間工学会第59回大会開催に伴う協賛の承認について

第3回 2018年5月9日(水)

- ・文部科学省高等教育局への要望書の提出について
- ・厚生労働省医政局への要望書の提出について
- ・無痛分娩関係学会・団体連絡協議会構成団体への加入の方針について

第4回 2018年7月11日(水)

- ・若手研究助成応募資格改定案、および申請書式変更案について

第5回 2018年9月19日(水)

- ・厚生労働省「助産師の活躍促進ため業務実態に関する調査(仮)」の調査研究事業の受託について

第6回 2018年12月14日(金)

- ・学会賞の各賞受賞候補者の承認について

事業報告

1. 庶務担当

担当理事 江藤 宏美

1) 会員数(2019年1月31日現在 総会員数 2,861名)

地区別 会員数	北海道	東北	関東 甲信越	東京	東海 北陸	近畿	中国 四国	九州 沖縄	海外	合計	入会数	退会数
普通 会員数	115	132	502	435	422	419	230	273	1	2,529	196	96
特別 会員数	6	4	56	60	45	38	25	30	0	264	57	21
学生 会員数	2	3	10	5	3	15	7	12	0	57	42	0
名誉 会員数	2	0	1	1	3	3	0	1	0	11	-	0
合計	125	139	569	501	473	475	262	316	1	2,861	295	117

*賛助会員 3 団体 *学会誌継続購読 102 機関

2) 庶務活動

- ①会議準備
- ②会員管理に関すること
- ③日本医療安全調査機構への協力:2件
- ④個人情報誤公開事故に関する対応
- ⑤J-CIMELS 協議会などの各種協議会等との協働
- ⑥文部科学省、厚生労働省への要望書の提出
- ⑦総務委員会を3回開催した

2. 会則担当

担当理事 村上 明美

一般社団法人日本助産学会規則(定款・委員会規程・内規等)全体の点検・確認

3. 渉外担当

担当理事 高田 昌代

四団体連絡会(日本産婦人科医会、日本看護協会、日本助産学会)、J-CIMELS 幹事会、日本看護系学会協議会等、関連団体との協議に参加し、意見交換や情報交換を行い、本会の活動の広報と普及等を行った。

日本助産診断実践学会設立時にお祝いの言葉をお送りした。

4. 広報委員会

委員長 毛利 多恵子

- 1) 学生会員募集広報
ちらしを作成し助産教育機関校へ送付
- 2) マンスリーメール発信
毎月メールアドレス会員全員に対して新しい情報を提供
- 3) ニュースレターWEB 版年3回配信と会員メール登録推進
 - ① 年3回の配信
 - ② メール登録推進
紙媒体希望を強く要望する人の確認作業
メール配信が不可能な会員には、ニュースレターを年1回まとめて送付
2018年度のメールアドレス登録者 2,842名、未登録者 492名、メールアドレス登録率 82.6%
- 4) ホームページ
 - ① ホームページリニューアル作業
理事会、業者とリニューアル案を検討 2019年2月ごろオープンできるよう検討。2019年2月～
 - ② ホームページの運用
適宜、理事会および事務局と協力し、情報提供やタグなどの検討を実施
 - ③ 女性とご家族の皆様へにおいて、研究結果を伝えるコーナーを開始
- 5) 「国際助産師の日」ポスターの配布

5. 編集委員会

委員長 江藤 宏美

- 1) 委員会 4回開催(メール会議を含む)
- 2) 日本助産学会誌第32巻1号を2018年6月に2,800部、2号を2018年12月に3,000部を発行
- 3) 論文の受付状況と掲載論文
 - ① 2018年1月から2018年12月までの受付論文総数は47編
内訳は原著論文33編(英文原著論文1編含む)、総説3編、資料11編(英文資料論文1編含む)
 - ② 第32巻1号の掲載論文は、巻頭言、総説2編、和文原著論文1編、和文資料3編、英文資料1編
第32巻2号の掲載論文は、巻頭言、総説1編、和文原著論文1編、英文原著論文1編、和文資料9編
* 上記採用論文の受付から採用決定までの期間は、平均249日(±80日)、最短114日、最長377日
 - ③ 不採用論文は総説1編、原著20編、資料4編(再投稿の勧奨及び著者からの取り下げを含む)
- 4) オンライン投稿・査読システムの現状
投稿・査読オンラインシステムとして ScholarOne を使用し、日本での代理店(杏林舎)とWEB申請に伴う編集事務局として Prime Associates と共同して、進めている。J-STAGE 投稿審査システムの新規募集に関する採択審査に10月に申請、11月に採択され、2019年10月以降は、ScholarOne が安価で利用できることになった。
- 5) オンラインジャーナル化(冊子体廃止)
従来より J-Stage 上で早期公開を行っているが、次年度より、冊子体をなくしオンラインのみの刊行とすることに対して、パブリックコメントを収集した。結果は、ほとんどのコメントがオンラインのみで行うことに賛同していた。したがって、2019年度よりオンラインのみ、年2号の刊行となった。
- 6) 投稿規程の改訂
和文投稿規程、英文投稿規程を見直し、10月26日改訂版でホームページに掲載した。
- 7) 日本助産学会学術賞にむけた論文の推薦
過去3年分の学会誌に掲載された総説および原著の中から、各論文を点数化し推薦論文を選出した。
- 8) 専任査読委員の見直し
1論文あたり2人の査読者に査読を依頼している。
現在、専任査読委員は80人であるが、投稿数の増加等に伴って、専任査読委員を150人に増員予定で人選を進めている。

6. 表彰関連委員会

委員長 加納 尚美

- 1) 日本学術振興会の2018年度の育志賞の準備、検討
- 2) HPにて会員向け各種表彰の公募依頼
- 3) 学術賞、奨励賞、功労賞の理事会への推薦

7. 国際委員会

委員長 有森 直子

- 1) ICMへの情報発信とJAM会員への情報提供
随時ICMから送られてくる文書を検討し、ICMに対しては事務局と相談の上対応し、会員への広報すべき内容をニュースレター、マンスリーレターを活用して配信した。
- 2) グローバル化の推進
英文パンフレットの改定を行い、ICM等で配布した。
- 3) アジアにおける助産研究交流
アジア研究者との交流については、トヨタ財団助成金申請(「分かち合いから得られる出産の多様性共通性」(2016年11月1日～2018年10月31日)750万円を採択され、DVDを製作し、参加国(ミャンマー、ラオス、日本)の2国間でのウェブを用いた意見交換を行った。本DVDは、教育教材としてのニーズも高く、次年度にむけて管理体制を整える予定である。
- 4) 助産関連団体の国際に関連する事業の相互協力促進
ICM発行文書の3団体翻訳について関連団体と協力し、検討を行った。

8. 学術会議委員会

委員長 高田 昌代

- 1) 日本学術会議の動向について、日本看護系学会協議会等に参加し、情報収集し、必要に応じ報告を行った。
- 2) 本学会会員に対して、学術会議から発行されるニュースレター、日本看護系学会協議会の情報を、メンバーリストを用いて情報提供をおこなった。

9. 学術振興委員会

委員長 井村 真澄

1) 2019 年度研究助成(奨励研究)の募集および選考

①2019 年度の研究助成申請では、若手研究助成を開始した。

助成は3種類、研究期間はいずれも2年間。

奨励研究 A:助成金額は、1 件あたり 100 万円以内。1 件程度採択

奨励研究 B:助成金額は、1 件あたり 30 万円以内。3 件程度採択

若手研究:助成金額は、1 件あたり 30 万円以内。3 件程度採択

②マンスリーメールでの募集案内

③応募件数

奨励研究 A:2 件 奨励研究 B:6 件 若手研究:5 件

④選考結果

奨励研究 A:2 件

・橋本 麻由美氏

デルファイ法を用いたラオスの看護学生の分析的思考実践能力アセスメントツールの開発

・中田 かおり氏

生殖世代の男性を対象とした妊娠前の情報提供プログラム試案の開発

奨励研究 B:4 件

・松崎 政代氏

産後 1 か月の母親のスマートフォン過剰使用と母子の情緒的結びつき(ボンディング)との関連

・野口 真貴子氏

助産師教育に携わる教員の労働生産性と健康に関する研究

・横手 直美氏

なぜ麻酔分娩から自然分娩へ回帰するのか

～フランスの助産師の助産ケアに対する認識の変容とその影響要因～

・野原 留美氏

シミュレーション動画を用いた分娩期の助産トレーニングプログラムの開発

若手研究:3 件

・笹川 恵美氏

就労妊婦のマイナートラブルに関する要因探索と労働生産性へ及ぼす影響の実態把握

・宍戸 恵理氏

妊婦の妊娠後期から産褥早期の唾液オキシトシン値の変化と産後疲労感とマタニティブルーズとの関連

・新田 祥子氏

Informatin and Communication Technology(ICT)を活用した分娩場所意思決定支援ツールの開発

2) 研究報告書の掲載について

日本助産学会ホームページに研究報告書を掲載

3) 若手研究助成応募資格を改定

10. ガイドライン委員会

委員長 堀内 成子

1) 「エビデンスに基づく助産ガイドラインー妊娠期・分娩期 2016」の普及活動を行なった。

第 59 回日本母性衛生学会学術集会(新潟)で発表し、第 33 回日本助産学会学術集会交流集会(福岡)、において、ガイドラインの普及活動を行なった。

2) 次期ガイドライン作成に着手し、妊娠期・分娩期のエビデンスを刷新するための作業を行っている。

11. 研修・教育委員会

委員長 市川 香織

1) 研修・教育活動

①助産実践能力推進に関するワークショップの開催

CLoCMiP®ステップアップ研修として、助産倫理、後輩教育-ラダー段階に応じた助産師教育(計2項目)を実施した。

日時:2018年7月21日(土)13:00~16:15

場所:日本赤十字社医療センター講堂

参加者:40名

②助産学における学術振興のための研修会の開催企画

第33回日本助産学会学術集会(福岡)でのプレコンGRESを企画した。

日時:2019年3月1日(金)15:30-17:00

場所:福岡国際会議場 409・410 会議室

テーマ:ヘルスケア・イノベーションと助産師

講師:東京情報大学看護学部教授 松下博宣先生

2) 次年度に向けての委員会活動の検討

①助産実践能力推進に関するワークショップの企画・開催

<予定>2019年7月6日(土)午後 於:日本赤十字社医療センター

②助産学における学術振興のための研修会の企画

第34回日本助産学会学術集会(新潟)プレコンGRESの企画

③オンラインシステムによる研修会の企画・開催

ウイメンズヘルスに関連したプログラムを検討し、オンラインシステムにより、リアルタイムの研修を各地で受講できるよう計画する。

<予定>2019年11月、2020年1月 2回~

12. 助産政策委員会(看護系学会等社会保険連合(看保連)) 担当理事 島田 啓子

1) 一般社団法人看護系学会等社会保険連合社員総会等に出席

2) 看護技術検討委員会に出席

3) 「看護技術評価」および「診療報酬の在り方」について、看保連に5件の要望を提出

①医療技術提案に「乳腺炎重症化予防ケア・指導」を要望(継続)

②院内助産・助産師外来について要望(継続)

「院内助産システムの実態調査」の論文資料を本学会誌に掲載採択

③退院後の切迫早産妊婦に対する訪問看護・指導料を要望(継続)

④糖代謝異常のある妊産褥婦への支援(新規)

⑤NICU・低出生体重児と母親への授乳支援(新規)

4) 助産政策ゼミを3回開催。「データで示す産科混合病棟」、「乳腺炎重症化予防ケア・指導料:助産学会が取り組むべき政策の検討」、「妊娠糖尿病と診療報酬」、「院内助産ガイドライン-2018-」

参加者には教育関係、産科管理者、院生も含めて活発な意見交換を行い政策提言の参考にした。

5) その他、逐次にメール会議を複数回

13. 災害対策委員会

担当理事 中根 直子

- 1) 西日本豪雨、北海道地震の被災者へ向けた情報発信
 - ①学会HPへのお見舞い文掲載
 - ②被災妊産婦へ向けた情報提供
- 2) 災害時小児・周産期医療体制への助産師の活用についての検討
 - ①「首都直下型地震・南海トラフ地震等の大規模災害時に医療チームが効果的, 効率的に活動するための今後の災害医療のあり方に関する研究」第一回合同研究班会議へのオブザーバー参加
日時:2018年9月17日 場所:東京医科大学
 - ②オンライン委員会(年度内)

助産学会誌の冊子体をなくすことへの会員意見について

編集委員会では2019年度より助産学会誌の冊子体を廃止し、オンライン配信のみとすることを検討しており、本件について意見を募るメールを学会員へ配信しました（配信日：2018/9/3、回答期限：2018/11/30）。13名より回答フォームの提出があった。

以下、回答意見（受付順）

<p>常に職場でも自宅でもPC確認しておりますので、冊子の必要性はなく、いつでも、どこでも目を通すことができる。また、冊子としての印刷代、郵送代などの節約につながり、情報提供をいち早くできる、またこのように回答するにもメリットがある。</p>	
<p>日本助産学会誌をオンラインジャーナルのみにしてほしいと思います。理由の1つには、冊子体は、かさばり、引っ越しなどの際、荷物になることです。2つには、冊子体は届いたときに目を通すくらいで、活用していないことです。最後に、他の学会誌ではオンラインのみですが、全く支障なく、かえって、PCさえあればいつでも読めるので便利だと感じていることです。</p>	
<p>日本助産学会誌のオンラインジャーナル化への移行に賛成です。インターネットの接続が可能であれば、どこでも閲覧できます。</p>	
<p>学会誌の冊子体をなくし、オンラインのみにすることに賛成です。印刷や郵送の費用の節約、紙資源の節約でエコロジーへの貢献という点で意味が大きいと思います。引用・参考などの利用に関しても不自由はないと思います。これから先、オンラインが苦手などと言っていられなくなりますし、若い人たちがどんどん活用する方法を広げてくれると思います。</p>	
<p>オンラインジャーナルの取り組みは賛成です。デメリットにあったように、「会員資格の意味が軽くなる。J-Stageは会員、非会員に等しく無料で読める」という点で、提案です。システムでできるかどうか、ですが、最新版(当該年度)は、タイトルだけ見えるようにして、本文は、学会員しか読めないようにする。日本看護科学学会誌のように、学会員のログインが必要、というようにするのは、いかがでしょうか。しかしながら、助産実践コースの院生さんが、最も、論文を使いたい立場だと思います。院生さん用の特別枠を設けるなどの、配慮が必要かと思いました。</p>	<p>論文を広く公表することは、研究成果の活用を促し、論文を引用文献として活用してもらうためにも重要であると考えます。そのためJ-stageにて無料で一般公開（無料閲覧）とします。</p>
<p>「日本助産学会誌 オンラインジャーナルのみ」という方針に賛同いたします。オンラインジャーナルへのICT環境や技術によるネガティブな意見は理解しておりますが、基本的に会員が情報にアクセスしやすい環境を提示し予算を削減する方が、より現実的だと思います。個人的には、オンラインジャーナルにされるのであれば、投稿論文の規定について再考していただきたいと思います。</p>	<p>従来からも冊子体とオンラインジャーナルは平行して発行してまいりました。今回オンラインオンリーになることとの関連で特に投稿規定の変更は考えておりませんでした。再考が必要な箇所があれば具体的にお知らせください。</p>
<p>字数制限：英語雑誌の多くは参考文献や図・表は字数に含めておりません。現時点での論文の字数制限は適切なかどうかご検討ください。</p>	<p>今後、検討致します。</p>
<p>レビュー期間：レビューがどれくらいの期間で行われるのか、大まかな期間の提示をされてはいかがでしょうか。レビューアーもお忙しいとは思いますが、あまりにもレビュー期間が長いと投稿者も対応に苦慮されると思います。</p>	<p>4週間でレビューアーに依頼しています。</p>
<p>レビューアーの規定はおありになるかと思いますが、どのように選出されているのか簡単に提示されてはいかがでしょうか。</p>	<p>原則として、博士の学位を取得した助産の研究者に専任査読委員を依頼することになりま</p>

	した。各原稿の査読はこの専任査読委員の中から領域を考え合わせて2名にお願いしています。
「日本助産学会誌のオンラインのみへの変更について」賛同致します。	
オンラインジャーナルのみでよいです。学会員のみならず広く他領域の方にも閲覧できることで、研究成果を活用していただくことになると考えます。それが女性と家族の健康支援につながると思います。助産学会の目指す理念に向けて冊子体の予算を別の部分に計上していくことの方が有効であると思われます。	
オンラインジャーナルのみになることは賛成ですが、印刷媒体にかかる費用や郵送料等のコストが不要となった分、何にその予算が活用されるのか？それとも、かかる諸経費はオンラインジャーナルのみになっても変化がないのか？を会員にお知らせいただければと思います。	投稿数の増加に伴い必要経費が増えています。また、論文の早期公開のために経費を使用します。会計については総会報告をご確認ください。
日本助産学会誌のオンラインジャーナルのみへの変更について、他の機関も冊子から電子媒体に変更する状況が御座いますので、オンラインのみの配信に賛同いたします。変更にあたり、その趣旨を会員に伝えて頂ければ問題なく移行できると思います。	マンスリーメールに記載します。
オンラインジャーナルのみへの変更について、賛成いたします。ただ、会員がすぐにアクセスできるように会員への通知のしかたなどこまめにいただき、採択された論文情報をタイムリーに会員へ通知できるようにしていただきたいと思います。	マンスリーメールにて受理された論文（タイトルと著者名）を通知します。
（以下、内容を要約して掲載） オンラインジャーナルは、すでに研究テーマを持ち、その更なる研究を進めていく研究者にとっては、利便性が高いと思いますが、特定のページを、研究者自身が指定し、検索しなければ出てこないものです。そのため、オンラインジャーナルによる定型テーマへの検索研究だけでは、今後の発展・進展を目指す分野は限られてくる危険性が高いことが問題です。院生や学生の研究では、助産学雑誌等の目次や論文を閲覧、乱読することにより、新しく取り組むべき研究テーマに遭遇し、重要な視点、方法論、先輩研究者を知ることにも繋がります。これからの紙媒体の助産学雑誌を、学生や院生の研究空間に並べ、通読できる環境を提供しておけば、院生自身がその研究に関する必要資料を見つけ出し、努力してくれる場となると思います。従って、紙媒体の助産学会誌は、次に続く助産学専攻の学生や院生の教育には非常に重要だと思います。現在、少部数でも製本できる「ショートラン」型の製本もあると聞きますので、それらを利用して、後輩教育のために、少部数でもぜひ紙媒体の助産学会誌発行を検討すべきだと思います。最後に、夜間PCの光で画面を読むことを療養上よくないとされる、病者の学会員にとって、あるいは助産学会の歴史的背景からPC操作の苦手な年配の会員の方々にとって、オンラインジャーナルへの学会誌の移行は、閲覧機会が減るのではないかと残念に思います。	貴重なご意見をありがとうございました。冊子体の利点も十分検討しましたが、オンライン化は時代の趨勢だと思います。また、経費的に選択を迫られた場合、オンラインを優先せざるを得ないという結論に達しました。今後は会員や学生の閲覧機会が損なわれることがないように、一層努力したいと考えています。

第33回日本助産学会学術集会準備状況報告

学術集会会長 谷口初美

1) 会議開催状況 (2019年2月1日現在)

企画委員会・実行委員会：4回

2) 開催日程と会場

日程：2019年3月2日(土)・3日(日)、プレコングレス3月1日(金)

会場：福岡国際会議場

懇親会会場：博多百年蔵

3) 主な協議事項

- ①学術集会のタイムスケジュールのHP掲載(2018.12)
- ②会長講演、市民公開講座、特別講演、教育講演、シンポジウム、ワークショップ、プレコングレス等の抄録・プログラム確認
- ③演題登録：登録数296題(査読後4演題取り下げ) 採択演題(292) 演題口演：(91)題、ポスター：(201)題、計(292)題の発表予定
- ④座長決定(講演、演題発表)：受諾の最終確認済(確認後にHPに掲載)
- ⑤学術集会運営関連事項(企画の微調整、予算案、実行委員数等検討中)
- ⑥学術集会会場・懇親会会場の設営等について調整
- ⑦学生ポスター：14演題(2018.12.14締め切り)
- ⑧協賛・展示・広告等依頼締め切り(11月末で締め切り)
- ⑨学術集会抄録集の校正と編集、印刷発行
- ⑩懇親会の企画・運営

4) 学術集会に関する広報

- ①会員…マンスリーメールに掲載2回、演題登録で開始・リマインド・延長でメール計3回、事前参加登録で開始・リマインドでメール計2回
- ②関連団体の協力を得て、学術集会ならびに研修会開催時にチラシやプログラムを配布
- ③福岡県内の助産師会会員および産科を有する中・大規模病院にポスターとプログラムを配布
- ④全国の助産師教育機関へチラシおよびポスターを送付
- ⑤全国の助産師教育協議会のHPで、助産学生ポスターを発表募集
- ⑥雑誌等…特になし
- ⑦ホームページ開設
- ⑧市民公開講座のチラシを作成・配布予定

5) 事前参加申込み状況

申込数(登録数)※1/17現在：

906名(会員名575名、非会員285名、学生46名、懇親会60名)

クロックミップ対応ランチョンセミナーA:250名(定員250名)

2018年度名誉会員推戴報告

浅 生 慶 子

大 谷 タカコ

小木曾 みよ子

加 藤 尚 美

川 中 洋 子

近 藤 潤 子

坂 井 明 美

高 橋 弘 子

多 賀 琳 子

内 藤 直 子

平 澤 美恵子

(50 音順、敬称略)

一般社団法人日本助産学会 会員規程改定案 新旧対照表

学会誌の冊子体での配布終了に伴い、会員規程第2条を下記の通り変更する。
 なお、この際、和暦で表示された箇所については西暦に置き換えた。

(傍線部分は改定部分)

改 定 案	現 行
<p>(会員の権利)</p> <p>第2条 定款第9条に定める本法人の普通会員、特別会員及び学生会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1) 本法人の主催する学術集会で研究成果等を発表すること。。</p> <p>(2) 別に定める投稿規程により学会誌に研究成果等を発表すること。。</p> <p>(3) 本法人が発行する学会誌最新号・最新掲載論文についての案内及びニュースレターの配信を受けること。ただし、当該年度の会費を完納していることを要す (削除)</p> <p>(4) 本法人が運営する研究助成に申請を行うこと。。</p> <p>(5) その他、理事会で決定した事項</p> <p>2. 定款第9条に定める本法人の賛助会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1) 本法人が発行する学会誌最新号・最新掲載論文についての案内及びニュースレターの配信を受けること。ただし、当該年度の会費を完納していることを要す (削除)</p> <p>(2) 本法人が発行する学会誌へ会員価格(通常半額)で広告掲載を申し込むこと。。</p> <p>(3) その他、理事会で決定した事項</p> <p>3. 定款第9条に定める本法人の名誉会員の権利は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 本法人が発行する学会誌最新号・最新掲載論文についての案内及びニュースレターの配信を受けること。</p> <p>(2) 本法人の学術集会への参加に際しては、参加費の納入を要しない。</p> <p>(3) 代議員選挙及び役員選挙の選挙権、被選挙権は付与されない。</p> <p>(4) その他、理事会で決定した事項。</p>	<p>(会員の権利)</p> <p>第2条 定款第9条に定める本法人の普通会員、特別会員及び学生会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1) 本法人の主催する学術集会で研究成果等を発表すること</p> <p>(2) 別に定める投稿規程により学会誌に研究成果等を発表すること</p> <p>(3) 本法人が発行する学会誌及びニュースレターの配布を受けること。<u>ただし、当該年度の会費を完納していることを要す</u></p> <p>(4) 本法人が運営する研究助成に申請を行うこと</p> <p>(5) その他、理事会で決定した事項</p> <p>2. 定款第9条に定める本法人の賛助会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1) 本法人が発行する学会誌及びニュースレターの配布を受けること。<u>ただし、当該年度の会費を完納していることを要す</u></p> <p>(2) 本法人が発行する学会誌へ会員価格(通常半額)で広告掲載を申し込むこと</p> <p>(3) その他、理事会で決定した事項</p> <p>3. 定款第9条に定める本法人の名誉会員の権利は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 本法人が発行する学会誌及びニュースレターの配布を受けること。</p> <p>(2) 本法人の学術集会への参加に際しては、参加費の納入を要しない。</p> <p>(3) 代議員選挙及び役員選挙の選挙権、被選挙権は付与されない。</p> <p>(4) その他、理事会で決定した事項。</p>
<p>(付則)</p> <p><u>4 本規程は2019年3月1日より施行する。</u></p>	<p>(付則)</p> <p><u>(新設)</u></p>

一般社団法人 日本助産学会 将来ビジョンと2019年(平成31年)活動計画

ビジョン	目 標	戦 略	2019年活動計画	主たる担当委員会	
助産学発展の推進	1. 日本助産学会誌の原著論文の増加/学会誌の年2回の発刊	1-1 オンライン投稿システムの導入・査読システムの迅速化	査読システムのさらなる迅速化	編集委員会・会計	
	2. 助産学発展のためのエビデンス構築	1-2 研究方法に関する研修の強化 1-3 若手研究者の育成支援	Vol.32の発刊(6月・12月)、J-Stageに3号掲載 研究助成の推進。奨励研究・若手研究助成	編集委員会 編集委員会、教育・研修 学術振興委員会	
	3. 優秀論文の選定	2-1 助産政策提案に資するエビデンス蓄積等の研究 1-1 優秀論文の選定	助産学若手研究者の集いの結成に向けて検討(規約、助成、開催について) 若手研究者活躍推進委員会の設立 2018年度委託研究成果「糖代謝異常のある妊産婦への支援(新規)」の進捗と学会交流集会の意見交換を活かした研究継続 優秀論文賞候補の推薦・決定	若手研究者活躍推進委員会 若手研究者活躍推進委員会 助産政策委員会 表彰関連委員会・編集委員会	
女性と家族を中心とした良質な助産実践の推進	1. ローリスク妊娠・分娩・産褥 育児期助産ガイドラインの発刊と改訂	1-1 ガイドライン委員会のマンパワー確保および体制の強化	ガイドライン作成作業	ガイドライン委員会	
	2. 助産ガイドラインの普及	2-1 助産ガイドラインの普及啓発の推進	随時、関連団体において広報、関係団体全国産科管理者交流集会等で説明等 日本助産師会出版会による販売促進・MINDSでの公開	ガイドライン委員会 ガイドライン委員会、理事会	
	3. 良質で安全なケアの公平な提供	3-1 助産ケアに関する研究成果を基盤に2020年診療報酬改定に向けた提案書作成と提出 3-2 医療事故調査制度への協力体制構築 3-3 健やか親子プロジェクトの推進 3-4 災害時の助産ケアの検討 3-5 助産師対象研修等を開催	日本助産実践能力推進協議会として周知活動 提案書作成までの計画の立案およびゼミ開催における有識者との意見交換から効果的な提案方法の検討 医療安全事故調査に関する情報提供、委員の派遣 健やか親子会議への参加とテーマ活動への参加 HIPで、健やか親子関連の情報提供 災害時の助産ケアの検討 OLoOMP対応研修(ワークショップ)の企画 第33回学術集会プレコングレスの企画 オンラインシステムによる研修会の企画2回程度	理事会、日本助産評価機構担当 理事会・助産政策担当 医療安全事故調査担当 広報・健やか親子21担当 災害対策委員会 研修・教育委員会	
	助産師、医師、女性のパートナーシップの確立	1. 女性の権利擁護の立場からの見解の発信(女性の代弁者としての立場からの政策提言)	1-1 必要時、HIPにて学会の見解を提示	HPにて、学会の見解を提示	理事会・広報委員会
		2. 関連団体・他職種との協働体制の構築	2-1 日本産婦人科学会、日本産婦人科医会と連携し、関連する医療職が活用できるガイドラインの作成 2-2 助産師関連団体と協働し、行政機関等への要望活動の推進	次期ガイドラインの検討 要望内容の精査、要望書の作成	ガイドライン委員会 総務委員会

<p>社会貢献の活性化</p>	<p>1. 女性とその家族に向けた活動の推進 2. 女性の代弁者の立場からの政策提言 3. 社会に向けて助産師活動の紹介</p>	<p>1-1 HPに助産研究の知見を提示 1-2 学術集会での市民公開講座、一般女性参加セッションの開催 2-1 助産師学生・勤務・開業助産師に対し政策を学ぶ機会を提供 3-1 一般の方を対象とした助産師広報企画の作成 3-2 国際助産師の日のポスターを活用し、助産師をアピール</p>	<p>エビデンスの結果を女性にわかりやすい形でHPへ掲載 学術集会での市民公開講座、一般女性参加セッションの開催 助産政策ゼミおよび「(仮)助産政策学」の共用について再検討 女性の声をHPへアップ 国際助産師の日のポスター配布先を検討 ポスター印刷サイズをA4とし会員にも配布</p>	<p>編集委員会・広報委員会 学術集会会長 助産政策委員会 理事会・広報委員会 広報委員会・国際委員会</p>
<p>ICMへの参画と国際研究交流の促進</p>	<p>1. ICMへの助産の質向上のための提言 2. グローバル化の促進 3. アジアにおける助産研究交流 4. 助産関連団体の国際に関連する事業の相互協力促進</p>	<p>1-1 ICM3年毎大会において、ICM活動に関する意見提出 2-1 英語のHPの作成 2-2 英文パンフレットの改定 3-1 アジアの研究者との交流促進 3-2 ICM2020でのワークショップ開催の企画 4-1 助産関連団体との国際活動の協働、連携</p>	<p>ICM文書翻訳作業 ICM情報はマンスリーメールやHPで紹介 国際委員会が作成した英語版HPをアップ 英文パンフレットの見直し作成 国際委員会が作成したパンフレットをHPアップ 「出産の多様性」HP公開、アジア研究者のネットワーク交流集会 随時：ICM関連の調査への参加</p>	<p>国際委員会・広報委員会・理事会 広報委員会・国際委員会 広報委員会・国際委員会 国際委員会 国際委員会 総務委員会</p>
<p>日本助産学会の組織強化</p>	<p>1. 代議員の機能強化 2. 会員間コミュニケーションの活性化 3. 学術集会開催に向けての連携 4. 資金基盤の強化</p>	<p>1-1 代議員の役割・機能の再検討 1-2 代議員の機能が発揮される仕組みの構築 2-1 社員総会と学会総会の一体化 2-2 会員の表彰 2-3 会員への情報提供 2-4 学会活動の評価 3-1 標準的学術集会運営による効率化 4-1 学会員数の増加 4-2 研究助成のための寄付募集を設定</p>	<p>総務委員会 総務委員会 理事会 表彰関連委員会 広報委員会 国際委員会 総務委員会 総務委員会 総務委員会 総務委員会 広報委員会 若手活躍推進委員会 学術集会会長 総務委員会</p>	<p>総務委員会 総務委員会 理事会 表彰関連委員会 広報委員会 国際委員会 総務委員会 総務委員会 総務委員会 総務委員会 広報委員会 若手活躍推進委員会 学術集会会長 総務委員会</p>

一般社団法人日本助産学会 収支予算書(案)

2019年2月1日～2020年1月31日

(単位:円)

行No.	科目	予算額	前期予算額	備考
1	I 事業活動収支の部			
2	1 事業活動収入			
3	会費収入	27,104,000	25,664,000	
4	普通会員会費収入	24,170,000	23,360,000	納付率90%、新入会200名を想定
5	特別会員会費収入	2,040,000	1,470,000	納付率70%、新入会50名を想定
6	学生会員会費収入	304,000	304,000	納付率90%、新入会30名を想定
7	賛助会員会費収入	90,000	90,000	納付率100%を想定
8	入会金収入	500,000	440,000	新入会220名を想定
9	事業収益	30,360,500	28,112,600	
10	事業開催時参加費等	2,115,000	500,000	プレコン、研修・ワークショップ参加費収入
11	オンデマンド研修受講料	700,000	0	乳腺炎オンデマンド研修参加費収入
12	学術集会収入	27,313,000	26,382,600	第33回学術集会
13	学会誌等販売収入	232,500	1,180,000	バックナンバー・別刷代・ガイドライン販売代
14	学会誌広告収入	0	50,000	学会誌広告掲載料
15	寄付金収入	30,000	30,000	
16	寄付金収入-ICMセーフティ・フット基金	15,000	15,000	
17	寄付金収入-ICM国際基金	15,000	15,000	
18	寄付金収入-その他	0	0	
19	研究事業収入	1,500,000	0	
20	受託研究費	1,500,000	0	厚生労働省看護職員確保対策特別事業
21	雑収入	20,000	20,000	
22	受取利息	5,000	5,000	
23	著作権収入	15,000	15,000	
24	学術振興基金取崩し	4,100,000	3,800,000	
25	事業活動収入計	63,114,500	57,626,600	
26	2 事業活動支出			
27	① 事業費支出	49,866,000	44,374,100	
28	学会誌刊行事業費	1,680,000	4,000,000	
29	編集製作費	1,600,000	3,200,000	学会誌2号分制作+査読事務委託費
30	発送費	80,000	800,000	追加発送・バックナンバー等送料
31	学術奨励事業費	4,100,000	3,800,000	
32	研究助成金	4,100,000	3,800,000	奨励研究助成費・委託研究助成費
33	助産用語集発行費	0	900,000	
34	印刷製本費	0	900,000	
35	広報委員会支出	1,772,000	1,574,000	
36	雑給	32,000	32,000	NL編集謝金 学生募集ちらし作成謝金、マンスリーメール作業
37	印刷製本費	235,000	25,000	国際助産師の日のポスター製作分担金 翻訳料 委員会理事会資料
38	旅費交通費	200,000	320,000	委員会交通費
39	通信運搬費	340,000	80,000	国際助産師の日のポスター郵送、学生募集ちらし郵送等
40	消耗品費	2,000	0	
41	謝金	90,000	93,000	ホームページ原稿 NL原稿料
42	支払手数料	0	0	
43	委託費	850,000	1,000,000	ガリレオ委託費 ホームページリニューアル費用
44	会議費	23,000	24,000	委員会会議用弁当代
45	編集委員会支出	560,000	435,000	
46	雑給	10,000	20,000	資料作成・整理アルバイト
47	印刷製本費	15,000	15,000	資料印刷代
48	旅費交通費	350,000	300,000	会議交通費2回分(編集委員10人)
49	通信運搬費	10,000	15,000	宅急便、レターパック
50	消耗品費	10,000	20,000	消耗品、コピー
51	謝金	0	0	
52	支払手数料	5,000	5,000	振込手数料
53	新聞図書費	10,000	10,000	書籍
54	委託費	120,000	20,000	編集事務局等への委託、専任査読委員依頼にかかる事業
55	会議費	30,000	30,000	会議用弁当、飲み物代
56	表彰関連委員会支出	481,000	481,000	
57	雑給	0	0	
58	印刷製本費	0	0	
59	旅費交通費	350,000	350,000	委員会旅費交通費及び受賞者招待経費
60	通信運搬費	1,000	1,000	
61	表彰関係費	120,000	120,000	表彰関連 楯・賞状製作費
62	謝金	0	0	
63	支払手数料	5,000	5,000	
64	会議費	5,000	5,000	委員会会議の弁当代
65	国際委員会支出	462,000	467,000	
66	雑給	192,000	160,000	海外とのやり取りのデータ整理(月2回、8千円)
67	印刷製本費	10,000	50,000	英文パンフレット印刷代
68	旅費交通費	100,000	120,000	会議は原則ウェブ会議、会議2万×2回
69	通信運搬費	5,000	5,000	宅急便
70	賃借料	0	0	
71	消耗品費	5,000	20,000	文房具等
72	謝金	0	0	
73	支払手数料	0	0	
74	委託費	150,000	100,000	DVD修正翻訳料(5万)
75	会議費	0	12,000	
76	学術会議委員会支出	10,000	110,000	
77	新聞図書費	10,000	10,000	

行No.	科目	予算額	前期予算額	備考
78	学術振興委員会支出	227,000	227,000	
79	雑給	0	0	
80	印刷製本費	0	0	
81	旅費交通費	120,000	120,000	委員会参加のための交通費
82	通信運搬費	12,000	12,000	切手
83	消耗品費	15,000	15,000	コピー用紙、印刷トナー、宛名シール等
84	謝金	0	0	
85	支払手数料	0	0	
86	委託費	60,000	60,000	助成申請事務・研究成果のWEB掲載依頼費用等
87	会議費	20,000	20,000	会議用弁当、喫茶代
88	ガイドライン委員会支出	2,050,000	615,000	
89	雑給	150,000	150,000	文献整理のためのアルバイト代
90	印刷製本費	1,500,000	50,000	文献印刷、コピー、ガイドライン印刷
91	旅費交通費	350,000	150,000	委員会参加のための交通費・普及啓発
92	通信運搬費	0	5,000	
93	消耗品費	0	5,000	
94	謝金	0	0	
95	支払手数料	5,000	5,000	振り込み手数料
96	新聞図書費	0	5,000	
97	会議費	45,000	45,000	会議用弁当、飲料
98	広報活動費	0	200,000	
99	研修教育委員会支出	1,607,000	810,000	
100	雑給	180,000	0	ワークショップ、研修会開催時の受付等アルバイト代
101	印刷製本費	100,000	200,000	ワークショップ、研修会チラシ印刷、各講演資料印刷
102	旅費交通費	360,000	360,000	委員会、プレコンGRES旅費
103	通信運搬費	15,000	15,000	荷物送料等
104	消耗品費	20,000	13,000	文具等
105	謝金	350,000	145,000	講師謝金
106	支払手数料	20,000	5,000	振込手数料
107	賃借料	200,000	0	会場費、機器レンタル料等
108	委託費	312,000	12,000	日本助産実践能力推進協議会への申告費 システム使用料
109	会議費	50,000	60,000	委員会会議費、ワークショップ、プレコンGRES・弁当代等
110	学術集会支出	27,313,000	26,382,600	
111	学術集会開催支出	27,313,000	26,382,600	第33回学術集会
112	総務・庶務担当支出	425,000	425,000	
113	雑給	0	0	
114	印刷製本費	10,000	10,000	印刷費
115	旅費交通費	350,000	350,000	総務委員会/要望書提出/健やか親子 旅費
116	通信運搬費	10,000	10,000	医療安全通信費含む
117	消耗品費	10,000	10,000	文具
118	謝金	0	0	
119	支払手数料	0	0	
120	委託費	0	0	
121	会議費	45,000	45,000	総務委員会会議弁当代
122	会則担当支出	65,000	65,000	
123	雑給	0	0	
124	印刷製本費	5,000	5,000	資料印刷費
125	旅費交通費	50,000	50,000	
126	通信運搬費	2,000	2,000	切手、はがき、FAX、宅急便
127	消耗品費	5,000	5,000	文具、コピー代
128	謝金	0	0	
129	支払手数料	0	0	
130	委託費	0	0	
131	会議費	3,000	3,000	会議費
132	渉外担当支出	0	0	
133	雑給	0	0	
134	印刷製本費	0	0	
135	旅費交通費	0	0	
136	通信運搬費	0	0	
137	交際費	0	0	*「学会関連事業費」各会議出席旅費にて計上
138	消耗品費	0	0	
139	謝金	0	0	
140	支払手数料	0	0	
141	委託費	0	0	
142	会議費	0	0	
143	助産政策委員会支出	2,824,000	1,235,000	
144	雑給	529,000	40,000	調査データの入力作業と資料作成：WG@×5
145	印刷製本費	1,150,000	30,000	SWG別の活動(若保連の重点要望事業費約100万を含む) 資料コピー代
146	旅費交通費	280,000	700,000	講師・政策委員会交通費、若保連関連会議やセミナー参加費
147	通信運搬費	280,000	20,000	文献資料の入手、郵送
148	消耗品費	38,000	10,000	助産政策ゼミのコピー用紙、プリントインク代
149	謝金	300,000	200,000	助産政策ゼミ6回の講師への謝礼
150	支払手数料	10,000	5,000	若保連への要望書資料収集と作成補助、払い込みと楽業処理費
151	賃借料	72,000	180,000	助産政策ゼミ6回の会場確保、休日開催の運営
152	委託費	0	0	
153	会議費	165,000	50,000	助産政策委員会6回分の会議弁当・お茶代
154	災害対策委員会支出	600,000	382,500	
155	雑給	0	0	
156	印刷製本費	500,000	0	パンフレット作成費
157	旅費交通費	90,000	360,000	会議(1回)交通費
158	通信運搬費	0	0	
159	消耗品費	0	0	
160	謝金	0	0	
161	支払手数料	0	0	
162	新聞図書費	0	0	
163	賃借料	0	0	
164	委託費	0	0	
165	会議費	10,000	22,500	弁当代

行No.	科目	予算額	前期予算額	備考
166	若手研究者活躍推進委員会	309,000	0	
167	雑給	0	0	
168	印刷製本費	0	0	
169	旅費交通費	120,000	0	若手研究者の会旅費 @4000×2、若手科学者サミット@4000
170	通信運搬費	5,000	0	学会イベントへの物品郵送費用 @5000
171	消耗品費	100,000	0	ウェブ配信用ビデオカメラ、三脚、USB、文房具
172	謝金	20,000	0	講師謝金
173	支払手数料	0	0	
174	新聞図書費	0	0	
175	賃借料	42,000	0	レンタルサーバー、ドメイン、Zoom使用料@2000円/月×12か月
176	委託費	0	0	
177	会議費	22,000	0	若手研究者の会会議弁当、イベント用お茶菓子
178	選挙管理委員会支出	490,000	0	
179	旅費交通費	50,000	0	選挙管理委員会旅費
180	印刷製本費	30,000	0	選挙案内等印刷
181	通信運搬費	30,000	0	案内同封手数料、郵送代等
182	謝金	0	0	
183	委託費	380,000	0	オンライン選挙システム利用料・管理費
184	会議費	0	0	
185	オンデマンド研修事業費	306,000	0	
186	オンデマンド研修運営費	306,000	0	
187	研究事業支出	1,500,000	0	
188	受託研究費	1,500,000	0	厚生労働省看護職員確保対策特別事業
189	学会関連事業費	3,085,000	2,465,000	
190	助産師団体連絡会	20,000	20,000	会議費等
191	健やか親子21	100,000	20,000	会議出席旅費等
192	助産評価機構	500,000	500,000	賛助会費
193	看護系学会協議会	160,000	100,000	会費及び出席旅費
194	看護系学会等社会保険連合	355,000	225,000	会費及び出席旅費
195	助産実践能力推進協議会	500,000	500,000	会議出席旅費等
196	ICM	1,350,000	1,000,000	ICM会費等
197	その他関連団体会議費	100,000	100,000	会議出席旅費等
198	② 管理費支出	12,280,000	11,550,000	
199	会議運営費	1,500,000	1,400,000	
200	社員総会費	300,000	300,000	会場費及び要綱印刷費
201	学会総会費	0	0	
202	理事会費	1,200,000	1,100,000	
203	会議費	100,000	100,000	
204	旅費交通費	1,100,000	1,000,000	
205	総務・会計支出	10,780,000	10,150,000	
206	雑給	0	100,000	
207	ホームページ管理運営費	500,000	170,000	
208	維持・管理費	500,000	170,000	ホームページ維持・管理費
209	印刷製本費	800,000	450,000	事務印刷費
210	旅費交通費	450,000	300,000	事務局等出張費含む
211	通信運搬費	600,000	500,000	会費請求等事務通信費等・マンスリーメール配信
212	交際費	100,000	100,000	慶弔費等
213	消耗品費	250,000	250,000	封筒制作費含む
214	租税公課	10,000	30,000	印紙税等
215	謝金	0	0	
216	支払手数料	500,000	450,000	振込手数料+クレジットカード手数料(オンデマンド)
217	委託費	4,800,000	4,550,000	税理士顧問料・事務委託料・マイナンバー対応
218	会議費	100,000	100,000	その他会議運営費等
219	寄付金支出	0	0	
220	雑費	50,000	50,000	
221	法人税等	600,000	600,000	
222	予備費	2,000,000	2,500,000	
223	事業活動支出計	62,126,000	55,924,100	
224	当期収支差額	988,500	1,702,500	(1)
225	学術振興基金積み立て	1,000,000	1,000,000	(2)
226	特別事業基金積み立て	100,000	100,000	(3)
227	前期繰越収支差額	71,441,478	70,838,978	(4)
228	次期繰越収支差額	71,329,978	71,441,478	(1)-(2)-(3)+(4)

次々期（第 35 回）学術集会会長について

本学会理事会は、以下の者を次々期学術集会会長として推薦する

学術集会会長　高田　昌代　（神戸市看護大学）

2018年度 学会賞表彰者

功 勞 賞

宮崎 文子

<表彰理由>

宮崎文子氏は、現在大分県立看護科学大学名誉教授であり、東京医療保健大学東ヶ丘・立川看護学部臨床看護コースおよび看護学教授を歴任し、本学会理事を3期歴任、2007年には第21回の学術集会会長として大分市にて「求められる助産師の自律—地域との連携のもとで—」のテーマのもとに成功されています。九州大学付属助産師学校をご卒業されて以来、助産師として大学教員として、時実践、教育、研究分野において多大な活躍をされております。学会の基盤づくりおよび活動の推進に奮闘し、質の高い助産ケアと様々な社会情勢を見通して本学会を牽引してくださいました。

この様に宮崎氏は、本学会の運営・発展に多大な貢献をされ、今日の日本助産学会の発展に寄与した功績は大きく、数多くの功労を収められました。

奨 励 賞

李 節子

<表彰理由>

李節子氏は、長崎県立大学大学院人間健康科学研究科の教授であり、長年にわたり在日外国人の母子保健に関する研究や支援に携わり、健康に生きる権利は国籍や在留資格の有無に関わりなく、世界中の誰もが持つものであり、その権利であることを主張し、助産師の視点から女性や子どもの人権尊重のために尽力されてきました。最近の活動として、「放射線災害に伴う在日外国人女性の健康管理」、「無国籍状態の子どもたちの問題の背景と必要とされる支援」の研究および「公的空間における性暴力撲滅」の活動にも貢献されています。長期に渡って、精力的に女性の人権擁護のための活動をされた功績は、社会的にも高く評価されています。

学 術 賞

礒山 あけみ

< 表彰理由 >

礒山あけみ氏は、現在上智大学総合人間科学部看護学科の准教授として看護教育および助産師教育においてご活躍されています。研究は、「周産期女性の健康支援に関する研究」に取り組まれています。今回の学術賞の論文である「第2子を迎え入れる母親に対する準備教育プログラムの開発と評価」では、準実験研究手法を用いて、妊娠期における準備教育プログラムを開発し、第2子妊娠中の母親の育児意識の評価により、有効なプログラムであることが実証されています。今後、本研究成果は助産師が育児支援実践に取り入れることのできる内容であり、研究成果が生かされることが期待できるものです。

事業運営組織表

任期 2018年総会終結後～2020年総会終結

担当および委員会	担当・委員長	委員 (所属) *は理事・監事
総務委員会	江藤 宏美	安達 久美子 (首都大学東京) 片岡 弥恵子 (聖路加国際大学) *高田 昌代 (神戸市看護大学) 福井 トシ子 (日本看護協会) 増澤 祐子 (聖路加国際大学)
広報委員会	毛利 多恵子	竹内 翔子 (横浜市立大学) 千葉 綾 (宮城県立こども病院) 藤田 景子 (静岡県立大学)
編集委員会	江藤 宏美	安積 陽子 (北海道大学) 遠藤 亜貴子 (東邦大学) 大田 えりか (聖路加国際大学) 高岡 智子 (山梨大学) 武田 江里子 (浜松医科大学) 中村 幸代 (横浜市立大学) 蛭田 明子 (聖路加国際大学) 眞鍋 えみ子 (同志社女子大学) 米澤 かおり (東京大学)
表彰関連委員会	加納 尚美	島田 智織 (茨城県立医療大学) 宮澤 純子 (城西国際大学)
国際委員会	有森 直子	小黒 道子 (東京医療保健大学) 嶋澤 恭子 (神戸市看護大学) 関島 香代子 (新潟大学) 高木 とも子 橋本 麻由美 (聖路加国際大学)
学術振興委員会	井村 真澄	*有森 直子 (新潟大学) 斉藤 英子 (日本赤十字看護大学) 下見 千恵 (広島国際大学)
ガイドライン委員会	堀内 成子	飯田 真理子 (横浜市立大学) *江藤 宏美 (長崎大学) 片岡 弥恵子 (聖路加国際大学) 宍戸 恵理 (聖路加国際大学) 下田 佳奈 (聖路加国際大学) 田所 由利子 (東京医療保健大学) 馬場 香里 (聖路加国際大学) 増澤 祐子 (聖路加国際大学) 八重 ゆかり (聖路加国際大学)
研修・教育委員会	市川 香織	*中根 直子 (日本赤十字社医療センター) 谷口 千絵 (神奈川県立保健福祉大学) 松本 弘子 (東京大学医学部附属病院) 山岸 由紀子 (ゆき子助産院)
助産政策委員会 (看護系学会等社会保険連合)	島田 啓子	石川 紀子 (静岡県立大学) *市川 香織 (東京情報大学) *井村 真澄 (日本赤十字看護大学) 片岡 弥恵子 (聖路加国際大学) 福井 トシ子 (日本看護協会) 藤田 景子 (静岡県立大学) 松永 真由美 (聖路加国際大学)
災害対策委員会	中根 直子	宮川 佑三子 (大阪母子医療センター) 吉村 圭子 (熊本市市民病院)

担当	担当・委員長	委員 (所属)	*は理事・監事
庶務担当	江藤宏美		
会則担当	村上明美		
渉外担当	高田昌代		
会計担当	村上明美		
学術会議委員会	高田昌代		
若手研究者活躍推進委員会	新福洋子	*高田昌代 (神戸市看護大学) 片岡弥恵子 (聖路加国際大学) 飯田真理子 (横浜市立大学) 加藤千穂 (長崎大学) 増澤祐子 (聖路加国際大学)	
日本看護系学会協議会	高田昌代		
「健やか親子21」推進協議会	谷口初美	安達久美子 (首都大学東京) 片岡弥恵子 (聖路加国際大学)	
日本助産評価機構	堀内成子		
4団体連絡会	高田昌代	安達久美子 (首都大学東京)	
医療安全事故調査担当	高田昌代	安達久美子 (首都大学東京)	
学術集会	第33回会長 谷口初美 (開催：福岡 2019年3月2～3日) 第34回会長 有森直子 (開催：新潟 2020年3月21～22日)		

※委員 50 音順、所属名詳細は省略

理事名簿

任期 2018年総会終結後～2020年総会終結

理事長

高田昌代 神戸市看護大学

副理事長

江藤宏美 長崎大学

理事

有森直子 新潟大学
市川香織 東京情報大学
井村真澄 日本赤十字看護大学
加納尚美 茨城県立医療大学
島田啓子 前金沢大学
谷口初美 九州大学
中根直子 日本赤十字社医療センター
堀内成子 聖路加国際大学
村上明美 神奈川県立保健福祉大学
毛利多恵子 毛利助産所

監事名簿

任期 2018年総会終結後～2022年総会終結

監事

岡本喜代子 東京都助産師会館
我部山キヨ子 大垣女子短期大学

(50音順、所属名詳細は省略)

代 議 員 名 簿

任期 2018年総会終結後～2020年総会終結

北海道地区

安積 陽子 北海道大学
高室 典子 助産院エ・ク・ポ
正岡 経子 札幌医科大学

東北地区

安藤 広子 日本赤十字秋田看護大学
佐藤 喜根子 前 東北大学
塩野 悦子 宮城大学
福島 裕子 岩手県立大学

関東・甲信越地区

有森 直子 新潟大学
石井 邦子 千葉県立保健医療大学
大石 時子 高崎健康福祉大学
岡山 久代 筑波大学
加納 尚美 茨城県立医療大学
上澤 悦子 京都橘大学
小林 康江 山梨大学
坂上 明子 千葉大学
島袋 香子 北里大学
村上 明美 神奈川県立保健福祉大学
山崎 あけみ 大阪大学
山本 智美 聖母病院
渡邊 典子 新潟青陵大学

東京地区

五十嵐 ゆかり 聖路加国際大学
市川 香織 東京情報大学
井村 真澄 日本赤十字看護大学
大田 えりか 聖路加国際大学
岡本 喜代子 東京都助産師会館
小黒 道子 東京医療保健大学
小笹 由香 東京医科歯科大学
黒川 寿美江 聖路加国際病院
中根 直子 日本赤十字社医療センター
福井 トシ子 日本看護協会
堀内 成子 聖路加国際大学

東海・北陸地区

入山 茂美 名古屋大学
岡田 由香 日本福祉大学
亀田 幸枝 石川県立看護大学
唐沢 泉 岐阜医療科学大学
北川 真理子 人間環境大学
久保田 君枝 聖隷クリストファー大学
島田 啓子 前 金沢大学
武田 江里子 浜松医科大学
寺口 顕子 名古屋市立大学
野口 眞弓 日本赤十字豊田看護大学
服部 律子 奈良学園大学
横手 直美 中部大学

近畿地区

浅見 恵梨子 甲南女子大学
五十嵐 稔子 奈良県立医科大学
遠藤 俊子 京都橘大学
我部山 キヨ子 大垣女子短期大学
鈴木 江三子 大手前大学
高田 昌代 神戸市看護大学
西村 明子 兵庫医療大学
村田 佐登美 千船病院
毛利 多恵子 毛利助産所
渡邊 浩子 大阪大学
渡邊 和香 Pokkapoka

中国・四国地区

池内 和代 高知大学
大平 光子 広島大学
榮 玲子 香川県立保健医療大学
鈴木 康江 鳥取大学
竹内 美恵子 徳島大学病院
松村 恵子 香川県立保健医療大学

九州・沖縄地区

江藤 宏美 長崎大学
佐藤 香代 国際医療福祉大学
下敷領 須美子 神戸女子大学
谷口 初美 九州大学
中尾 優子 鹿児島大学
野口 ゆかり 九州大学
吉留 厚子 鹿児島大学

(50音順、所属名詳細は省略)

一般社団法人 日本助産学会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本助産学会（以下、本学会という）と称する。

(事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 本学会は、助産学に関する研究の推進・知識の普及により助産学の発展をはかり、我が国の母子保健の向上に寄与し、国際連帯を持って人類の健康と福祉に資することを目的とする。

(規律)

第4条 本学会は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成に努めるものとする。

(目的事業)

第5条 本学会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌等の発行
- (3) 助産学に関する研究及び調査
- (4) 学術奨励事業
- (5) 国内外の関連機関・団体との協力及び連携
- (6) 母子とその家族及び女性の健康と福祉に貢献するための社会活動
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(公告)

第6条 本学会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第7条 本学会は、理事会及び監事を置く。

(事業年度)

第8条 本学会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第9条 本学会の会員は、次の5種とする。

- (1) 普通会員 本学会の目的に賛同し、助産師免許を有し、かつ助産学に関心のある個人であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (2) 特別会員 本学会の目的に賛同し、保健医療及び助産学の関連領域に関心のある個人であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (3) 賛助会員 本学会の目的に賛同する個人または団体をいう。
- (4) 学生会員 本学会の目的に賛同し助産師免許を取得できる課程に在籍している個人であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (5) 名誉会員 本学会の発展に多大な寄与をした会員の中から、社員総会において別に定める規程に基づき理事会により推薦され、理事会の承認を得た者をいう。

(入会)

第10条 普通会員及び特別会員として入会しようとする者は、本学会の目的に賛同することを宣した上で、所定の電磁的方法もしくは書面により入会の申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 学生会員として入会しようとする者は、本学会の目的に賛同することを宣した上で、所定の電磁的方法もしくは書面により入会の申込みを行い、同時に在籍する助産師教育課程の有効な学生証を提示し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第11条 本学会の会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額については、社員総会の議決により会員規程に定める。
- 3 学生会員は学生会員資格継続のために、毎年本法人の指定の期日までに学生証の提示を事務局に対し行なった上で会費を納入しなければならない。
- 4 本条第1項の規定にかかわらず、名誉会員は会費の納入を要しない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人である会員が死亡したとき、法人である会員が解散したとき、または団体である会員が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納した後、本学会から督促があっても1か月間滞納金額の納付がないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第13条 普通会員、特別会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員本人に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本学会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員本人に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本学会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出品は、これを返還しない。

第3章 社員

(代議員制の採用)

第16条 本学会の社員は、代議員をもってこれにあてる。

- 2 代議員を選出するために別に理事会が定める規程により、普通会員による代議員選挙を行う。
- 3 本学会は代議員を普通会員25名に1人の割合で置く。
- 4 本条第2項の代議員選挙において、普通会員は等しく選挙代議員を選挙する権利を有し、また代議員に立候補する権利も有する。
- 5 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。
- 6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 7 その他、定めのない事項については理事会で定めた規程に基づくものとする。

(任期)

第17条 代議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、連続して3期までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事もしくは監事の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条又は第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 3 代議員の辞任または死亡等によりに欠員を生じたときは、代議員選挙における地区別得票順位名簿の中から次点者が残任期間その任に当たるものとする。

(社員資格の喪失)

第18条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会員資格を喪失したとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(種類)

第19条 本学会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第21条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。

社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任

- (2) 定款の変更

- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (4) 入会の基準並びに会費の金額

- (5) 会員の除名及び社員の除名

- (6) 解散

- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

- (8) 理事会において社員総会に付議した事項

- (9) 本学会運営上の重要事項として理事会において社員総会に付議した事項

- (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会において法人法第39条第4項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。ただし、法人法第63条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りではない。

(開催)

第22条 定時社員総会は理事会の決議に基づき理事長が招集し、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

- (2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りではない。

- 3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、理事長がそれに当たる。

(定足数)

第25条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 社員総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 普通会员の現在員数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録の承認は、議長及びその社員総会において選出された議事録署名人2名以上が、署名・押印をしなければならない。

(社員総会規則)

第28条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第29条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 20名以内（理事長・副理事長を含む）
- (4) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の中から理事会において選定する。
- 3 監事は、本学会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記申請しなければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本学会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長をもって法人法上の代表理事とし、理事長が本学会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。また、理事長若しくは副理事長に事故があるとき、又は理事長若しくは副理事長が欠けたときは、理事会において、理事長又は副理事長を選定する。
- 5 理事は、本学会の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長及び理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本学会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をする必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事が本学会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反するおそれがある場合において、その行為によって本学会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して3期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期までとする。

3 理事、監事が辞任した時は、別途定める規程により選出した理事、監事の次点者がその残任期間に当たるものとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第34条 役員を、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本学会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本学会との取引
 - (3) 本学会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本学会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本学会の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (6) 会員の入会の可否
- (7) その他法令に定めのある事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本学会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から、理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(学会総会の種類)

第44条 学会総会は、定時学会総会と臨時学会総会とする。

(学会総会の構成)

第45条 学会総会は、普通会员をもって組織する。

(学会総会の権限)

第46条 学会総会は、本学会の事業計画、収支予算並びに本学会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を述べる。

(学会総会の開催)

第47条 定時学会総会は、理事長が招集し、毎年1回開催する。

ただし、定款第33条1項及び2項に規定される理事・監事任期の最終の事業年度に関する定時学会総会については、前期の理事長が招集し、前期の理事・監事が報告、説明の任に当たる。

2 臨時学会総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 開催についての理事会の議決があったとき
- (2) 普通会员現在数の5分の1以上から請求があったとき
- (3) 監事から招集請求があったとき

第8章 学術集会

(学術集会会長の選任)

第48条 本学会に学術集会会長を置く。

- 2 学術集会会長は、理事会が普通会员の中から推薦し、社員総会の承認を得る。

(学術集会会長の任期)

第49条 学術集会会長の任期は前条第2項で規定する選任の日から、当該学術集会終了までとする。

(学術集会会長の職務)

第50条 学術集会会長は、学術集会を主宰する。

- 2 学術集会会長は、理事会に出席することができる。

(学術集会の開催)

第51条 学術集会は、毎年1回開催する。

- 2 学術集会会長は、学術集会の運営及び演題の選定等について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、学術集会企画委員会を組織する。

第9章 基金

(基金の拠出)

第52条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第53条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第54条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第55条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第56条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(財産の管理・運用)

第57条 本学会の財産は理事長が管理し、その方法は、社員総会及び理事会の決するところに従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本学会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第60条 本学会は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第61条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第62条 本学会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第63条 本学会は、法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第64条 本学会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により本学会と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 開示請求

(普通会員の開示請求権)

第65条 普通会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第13章 委員会

(委員会の設置等)

第66条 本学会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第14章 表彰制度

(表彰制度の種類)

第67条 本学会は、本学会の発展に貢献あるいは学術領域において優れた業績があったと認められる学会員の表彰および助産実践の開発に貢献があったと認められる学会員を表彰することができる。

- 2 表彰の種類は次の3種とする。
 - (1) 日本助産学会功労賞
 - (2) 日本助産学会学術賞
 - (3) 日本助産学会奨励賞

第15章 事務局

(設置等)

第68条 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第69条 主たる事務所には、常に次に掲げる一般の閲覧に供する帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

- (6) 財産目録
 - (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 前項の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
 - (12) 官公署往復書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第70条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第16章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第70条** 本学会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第71条** 本学会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第17章 補 則

(委任)

- 第72条** この定款に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

付 則

1. この定款は、2010年3月20日から施行する。
2. この定款は、2011年7月24日から施行する。
3. この定款は、2012年4月30日から施行する。
4. この定款は、2013年4月30日から施行する。
5. この定款は、2014年3月21日から施行する。
6. この定款は、2015年3月27日から施行する。
7. この定款は、2017年3月17日から施行する。